

医師の働き方改革について

1 制度概要

- 医療機関に雇用される勤務医の時間外・休日労働時間の上限を、原則、年 960 時間とするもの（一般労働者は原則年 360 時間、特例年 720 時間）。
- ただし、医師労働時間短縮計画案等を策定し、国が指定する医療機関勤務環境評価センターの審査受審後、県医療審議会の意見聴取を経たのち、県知事の指定を受けた医療機関は、「特定労務管理対象機関」（特例水準）となり、雇用する医師について最大で年 1860 時間までの時間外・休日労働に従事させることが認められる。
 なお、特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関に勤務するすべての医師について、年 1860 時間までの時間外・休日労働が認められるものではなく、特定の業務に従事する医師のみが特例水準の対象となり、その他の医師については対象外（A水準適用）となる。
- 制度上、各医療機関を A、B、連携 B、C-1 及び C-2 水準に区分けする。

		区分	時間外・休日労働 上限時間	対象医療機関
		A	960 時間	全医療機関
特定 労務 管理 対象 機関	B	連携 B	1860 時間 ※2035 年度末を目標に終了	救急、在宅、その他地域医療の為に必要と認められる機関
				医師を派遣する機関（大学病院等）
	C-1	C-2	1860 時間	臨床研修、専門研修機関
				高度な医療技術の習得に励む医師を雇用する機関（特定機能病院等）

2 医療機関が対応を求められる事項

- ① 面接指導（全ての医療機関において義務）
 時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる医師に対し面接指導を実施。必要に応じて、就業上の措置（労働時間短縮等）を実施。
- ② 勤務間インターバル（特例水準が適用される医師について義務）
 始業から 24 時間以内に 9 時間、または、始業から 46 時間以内に 18 時間の連続した休息時間を確保。
- ③ 代償休息（特例水準が適用される医師について義務）
 勤務間インターバルの休息時間中に、やむを得ない理由により発生した労働（緊急対応）に従事した場合、その労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与。

3 県内医療機関の特定労務管理対象機関への指定の状況

- ① 愛媛大学医学部附属病院 【令和 6 年 2 月 6 日指定済】
- ② 松山赤十字病院 【指定手続き中】

4 医療機関への対応依頼事項

- ① 雇用する医師の客観的かつ正確な労働時間の把握
- ② 宿日直許可取得、適正な運用
- ③ 医師派遣元医療機関への医師派遣継続の働きかけ

5 県による医療機関等に対する説明・支援

- ① 令和4、5年度愛媛県医療勤務環境改善支援セミナー（各1回）
- ② 令和5年度地域医療構想調整会議 計6回
- ③ 令和5年9月医療機関向け労働時間等説明会 計5回（労働基準監督署単位）
- ④ 愛媛大学医学部事務局との協議
- ⑤ 医療機関への個別訪問
- ⑥ 愛媛県医療勤務環境改善支援センター（県委託）による個別支援

6 医療機関向けの準備状況調査（令和4、5年度実施分）

①準備状況調査

実施時期：令和4年7月

調査対象：133病院（愛媛大学医学部附属病院除く）

②準備状況調査

実施時期：令和4年9月

調査対象：47病院

（2次医療圏内において地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関、愛媛大学医学部附属病院除く）

③産科有床医療機関を対象とした調査

実施時期：令和4年11月

調査対象：15機関

④特定労務管理対象機関の指定申請に係る意向確認調査

実施時期：令和5年6月

調査対象：134病院

⑤準備状況調査

実施時期：令和5年7月

調査対象：47病院

（2次医療圏内において地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関、愛媛大学医学部附属病院除く）

⑥準備状況調査

実施時期：令和5年11月

調査対象：133病院（愛媛大学医学部附属病院除く）

分娩取扱産科有床診療所（36協定締結対象医師を雇用する機関のみ）